氏　　名　安田拓人（やすだ たくと）
学位(専攻分野)　博　士（法　学）
学位記番号　論法博第 164 号
学位授与の日付　平成19年1月23日
学位授与の要件　学位規則第4条第2項該当
学位論文題目　刑事責任能力の本質とその判断

論文調査委員　（主査）教授 塩見　淳　教授 中森喜彦　教授 髙山佳奈子

論文内容の要旨

本論文は，責任能力についていわゆる混合的方法による判断を前提としながら，そこで判断要素とされる精神の障害（生物学的要素）と認識・制御能力（心理学的要素）の内容・判断基準，及び，各要素の相互関係の解明を目指したものである。

第1章は責任能力の前提である「責任」の概念に検討を加える。そこでは，行為者の危険性に着目する特別予防や規範の安定化を重視する積極的一般予防に依拠して「責任」を構成する有力な見解が斥けられ，（法的）非難としての「責任」という伝統的な考え方が，予防の観点からの限定をも拒否するという純粋な形で維持される。

第2章は責任能力の生物学的要素である「精神の障害」の意義及び判断基準について考察を行う。第1節でわが国の判例・学説の状況を概観した後，第2節では，ドイツ刑法旧51条1項が責任無能力を認定する事由として挙げていた「精神活動の病的障害」を巡って，「病気」が，当初，精神医学的に規定されていた（医学的病気概念）のに対して，次第により広く法的観点から捉えられる（法律的病気概念）ようになり，現在のドイツ刑法20条では，「病的な精神障害」等と並んで「その他の重大な精神的変性」が責任無能力の事由として追加されるに至った経緯が明らかにされ，そこで展開された議論を紹介しながら，法律的病気概念の妥当性が主張される。具体的には，責任を法的非難と捉える前提から，精神の障害は「他行為不可能性の基盤として問題となりうるあらゆる状態を把握」するものでなければならないと説く。

法律的病気概念のもとでは，「病気（精神の障害）」の範囲を如何に適切に限定するかが問題となる。同節では，上述の「その他の重大な精神的変性」などの要件がドイツ判例において「病気と等価」の基準をもって限定されている状況が批判的に紹介され，「行為を動機づけた精神機能や経過が，それ以外の『正常な』人間のそれともはや対比不可能」なほどといえるかどうかに着目すべきだとの見解が展開される。

また，正常人が行為時に情動に陥った場合に，法律的病気概念のもとでは広汎に責任無能力が肯定されてしまう点に関しては，ドイツ判例の展開――当初は，情動に責任がない場合に限って責任無能力を肯定していたが，要件を緩和していき，80年代以降は，情動の回避可能性と犯行の予見可能性が認められる場合に責任無能力を否定する――を跡づけた後に，近時の判例に近い立場が主張される。即ち，たとえ回避しえたとしても行為時の責任無能力自体は否定されるべきではない，しかし，情動が回避可能で，情動によって惹起される不法行為が少なくともその種類において予見可能な場合，事前の責任が問われてよい，このことは，自己の行為の違法性について錯誤していても，事前の努力により錯誤を回避できた場合には故意犯処罰が可能なこととパラレルである，と説く。

引き続き第3節で，平成15年に成立した心神喪失者等医療観察法が刑法39条の解釈に与える影響が検討され，同法による強制医療の可否が責任能力の判断に結びつけられることに疑問が示された後，第4節において，法律的病気概念に基づいた「精神の障害」の再構成が試みられる。そこでは，アメリカ精神医学協会が作成した精神疾患の分類表（改訂第4版）DSM-IV にも言及しつつ，精神疾患の名称ではなく精神症状に着目すべきことが強調され，精神の障害とは「認識・制御能力に影響を与えうるような精神症状あるいは精神状態」である，他方，強制医療の前提としての「精神の障害」は医学的病気概念によるべきである，との主張が展開される。

第３章は責任能力の心理学的要素である認識能力・制御能力の解明に当てられる。第１節では，違法性の認識能力について違法性の意識の可能性との関係に着目した考察が，回避不能な禁止錯誤は責任阻却する旨の明文（ドイツ刑法17条）があるドイツの議論を視野に入れつつ行われ，次のような帰結が導かれる。①認識無能力の場合は，違法性の意識が欠け，かつ，その禁止錯誤は回避不能であるから刑法39条１項により責任が阻却される，②限定認識能力のもと，禁止錯誤が回避可能であった場合，刑法38条３項但書ではなく刑法39条２項により必要的に減軽される，③違法性を意識はしていたが精神の障害により意識することが著しく困難であった場合，それだけでは刑法39条２項の適用を認めない。③の点は，違法性の意識があれば行為を止められたのであり，あとは制御能力の問題として処理すれば足りるし，心神喪失者等医療観察法の成立により刑法39条２項が行為者に必ずしも有利には働かないからだと説明される。

第２節では制御能力が取りあげられる。まず，その意義について，違法性の認識に従って行為する能力とされることが多いが，実はそのような行動制御の能力が問われているのではなく，精確には「違法性の認識に従った意思を形成する能力」と定義すべきことが確認される。そのうえで，このような能力の判断枠組として制御主体と制御可能性の２つが提示される。

前者の「制御主体」は，「違法性の認識に従って行為を思いとどまる精神的機能」であり，「正常な人間における衝動制御メカニズムを前提として，そうしたメカニズムが完全に損なわれていたか」どうかという形で判断される。制御無能力には，制御主体が欠けている場合と，主体は存在するが後者の「制御可能性」が欠ける場合とがある。このような制御可能性は，犯罪衝動とこれを抑制する意思力の相関において捉えられるものの，それは経験的に答えられる性質のものではなく，法律の立場から規範的に判断するしかない。その枠組は期待可能性のそれと同様であり，国家標準説に拠って判断されるべきことが主張される。

第４章は限定責任能力をどのように判断するのかについて検討を加える。この章の前半では，責任能力の「限定」ということの意味が探究され，ドイツにおいて歴史的に見られた，認識能力の限定的運用とする理解から意思自由の制約とする把握への流れが明らかにされるとともに，後者に向けられた，意思の自由はあるかないかであって少しだけあるといった状態はないとする批判が支持されて，限定責任能力者とは，責任能力者ではある（意思自由をもつ）が「認識・制御可能性が著しく減少し」ている者だと論じられる。また，章の後半は，限定責任能力において要求される「著しい」能力低下について，基本的に，期待可能性の観点のもと国家標準説の立場から判断されると説く。具体的には，「正常な精神的事象からの逸脱が，それを超えれば心神喪失という全く異種のものが存在するような境界に接近し始めるほど大きい場合」を指すが，さらに個別事案ごとに犯罪の種類，精神障害の自招性，精神障害の種類などに応じて「著しさ」の判断は変動する余地があるとされる。

第５章は，責任能力の判断は事実的なものか規範的なものか，換言すれば，その判断者は精神科医なのか裁判官なのかを取りあげる。この問題は，従来，生物学的要素と心理学的要素の区分を意識した形で論じられており，本章でもそのような議論の紹介がなされているものの，論者自身は，第３章第２節で主張した（制御）主体と（制御）可能性の区別に依拠した解決を提案している。即ち，認識・制御主体の存否は精神医学者の鑑定に基づくが，認識・制御可能性の有無・程度は法的・規範的評価であって裁判官により判断されると説く。

これまで述べてきた判断枠組の妥当性は，第６章において，結論を異にする複数の鑑定が提出された場合の処理，及び，部分的責任能力の問題を素材にして実証される。前者に関しては，まず鑑定の前提条件等に問題がないかどうかが確認された後，残った複数の鑑定から精神疾患名ではなく精神症状に関する記述を抽出し，そこに一致があれば，認識・制御主体の存否の判断においてこれを尊重しなければならないとする。精神症状についても鑑定が異なる場合は，犯行・動機の了解可能性，犯行に至る被告人の生活状況などから合理的に判断できるならば裁判所は被告人に不利な軽い精神症状を認定しうるが，そうでなければ，in dubio pro reo の原則に従うことになる。また，後者に関しては，認識・制御主体が完全に損なわれている場合は一律に責任無能力と解するほかないものの，そうでない場合は，認識・制御可能性が事案ごとに相対的に判断されてよいと主張されている。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

「責任能力」は刑法学における重要テーマの一つであり，従来からもこれを取りあげた論考は少なからず存在している。

しかしながら，多くは，責任能力という制度やその運用が如何にあるべきかを比較法の視点を交えつつ考察するもの，個別事案の責任能力判断について検討を加えるもの，これまでの判例を整理・分析してその動向を示すものなどであり，責任能力の要素とされるものを正面から取りあげ，これに理論的検討を加えたものはなかったと思われる。

そのような状況にとどまっていた理由としては，責任能力が精神医学という法律学とは異質な専門分野と深い関連をもつこと，刑法学の観点においても，責任能力の背後には「責任」とは何かといういまだ決着のついていない難題が横たわっていること，それ故に，理論よりも，現実にどのように判断されているかという実践に関心が傾くこと，といった事情が挙げられよう。

本論文は，このような困難な諸事情を克服しつつ，責任能力の判断についての判例・通説であるいわゆる混合的方法を前提に，その要素とされる精神の障害・認識能力・制御能力の内容や相互の関係について，ドイツ法との比較という手法を用いながら，深い理論的・解釈論的分析を加えたものである。まず，この構想自体が高く評価されなければならない。加えて，具体的な主張においても，次のような点で学術的に大きな意義が認められる。

第一に，「精神の障害」について，法律的病気概念の妥当性を説得力をもって論証するとともに，その徹底をはかり，問題となっているのが，これまで明示的ないしは暗黙のうちに解されてきたような精神疾患の名称ではなく，「他行為不可能性の基盤として問題となりうるあらゆる」「精神症状」であることを指摘した点が挙げられる。

このように捉えることで初めて，精神の障害と認識・制御能力との関連性が確保されることになる。また，精神鑑定書の記載において裁判官が重視すべきなのは，もともとその当否を判断できないはずの精神疾患の診断名などではなく，精神症状に関する部分であることも明らかとなるのである。

第二に，「精神の障害」を広く解することにより生じる不都合，とりわけ正常人が情動状態に陥って不法行為に出た多くの場合に責任が否定されてしまうのではないかとの疑義について，責任主義を維持しながら穏当な解決を新たに提案している点が挙げられる。

それは，行為時の責任無能力自体は否定しないものの，情動が回避可能で，情動によって惹起される不法行為が少なくともその種類において予見可能な場合は，事前の責任を問うことができるとするものであり，禁止の錯誤に関する責任説からも主張の妥当性が論証されており，注目すべき見解といえる。

第三に，「認識能力」「制御能力」の判断に関して，認識・制御主体の存否と認識・制御可能性の程度とを分けるという独創的な枠組を提示した点が挙げられる。

責任非難を受けるに足る「主体」がそもそも欠ける場合，常に責任無能力とされるべきであるのに対して，曲がりなりにも「主体」が存在すれば，国家標準説による期待可能性と同様に「可能性」の程度（責任の軽重）が判断されてよい。このように考えることで，責任主義との整合性を図りながら，政策的な考慮がどの範囲で妥当してよいか――例えば，責任無能力状態に対する行為者の帰責性をもって責任能力を肯定することはどこまで許されるのか――という問題を検討する場と解決に向けての方向性が明確に示されることとなったのである。

さらに，以上の枠組は，限定責任能力を，認識・制御主体は存在するが認識・制御可能性が著しく減少した状態と構成すること，あるいは，部分的責任能力について，認識・制御主体が完全には損なわれていない場合に，認識・制御可能性を事案ごとに判断することを許容する限度でこれを承認すること，といった新たな主張を支えるものとしても機能している。このように応用範囲の広い分析視座が共有財産となったことは，刑法学にとってきわめて意義深いといわねばならないであろう。

本論文に対して敢えて難点を指摘するとすれば，全体に叙述がやや抽象的であり，提示される判断基準等が現実にどのように適用され，結論はどうなるのかという具体像が見えにくいという点が挙げられる。もっとも，責任能力の諸要素を理論的に突き詰めて考察し，斬新な主張を展開する本論文において，併せて具体的な適用に関しても詳しい記述を求めることは，かえって論旨を不明瞭にしてしまう虞なしとしない。上記の点は，本論文のもつ高い学術的価値・意義をいささかも損なうものではないと解される。

以上の理由から，本論文は博士（法学）の学位を授与するのに相応しいものと認められる。

なお，平成18年12月１日に調査委員３名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果，合格と認めた。